

**「令和3年度個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」が  
横浜市個人情報保護審議会会長から市長宛てに提出されました。**

個人情報の漏えい事故等の再発を防止し、個人情報の適正な取扱いを確保するため、横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」、会長 中村 俊規）の部会である横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会（以下「第三者評価委員会」、委員長 加島 保路）では、毎年、横浜市の業務の現場を実地調査し、報告をまとめています。

令和3年度は、区役所こども家庭支援課業務に係る個人情報取扱事務について実地調査を行い、本日、その報告書が審議会から市長宛てに提出されました。

今後、市長は、提案された意見に対する対応の方針を審議会に報告する予定です。また、報告書の内容は各職場に周知され、それぞれの業務に役立てられます。

**【実地調査の概要】**

○調査日及び調査対象

こども家庭支援課業務に係る個人情報取扱事務

令和3年7月13日（火） A区役所こども家庭支援課及びB区役所こども家庭支援課

○調査方法 区こども家庭支援課から、事前に業務概要説明資料の提出と説明を受け、当日は業務概要について説明を受けた後、質疑を行い、個人情報の保管及び管理状況等を実地にて調査。

**【実地調査結果の概況～総評～】**

- ・個人情報の取扱は概ね適正に行われていたが、一部に改善を要するもの等が見受けられた。
- ・各区における個人情報を含む書類の保管方法、送付時等の確認方法等、個人情報の漏えい事故防止のための取組について確認することができた。
- ・個人情報を含む書類を施錠する鍵の管理方法等、第三者評価委員会独自の視点で個人情報保護の推進に資すると思われる事項を提案した。

＝調査結果の概要（提案意見等）は裏面参照＝

**第三者評価委員会の概要**

（第三者評価委員会は、横浜市個人情報の保護に関する条例第58条の2に基づき、審議会の部会として設置）

主な業務	(1) 実施機関における個人情報の保護に関し審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行う。 (2) 実地調査及び審議を行ったときは、当該実地調査及び審議に係る事項を審議会に報告する。 (横浜市個人情報の保護に関する条例 第58条の2)	
委員	◎加島 保路 ※ <small>かじま やすみち</small>	東京都国民健康保険団体連合会専務理事 (元東京都総務局情報システム部長)
	大立目 雅之 <small>おおたちめ まさゆき</small>	株式会社横浜銀行 リスク管理部コンプライアンス企画グループグループ長
	齋藤 宙也 <small>さいとう ちゅうや</small>	弁護士
	○砂川 佳子 <small>すなかわ よしこ</small>	公認会計士、税理士 (税理士法人アンサーズトラスト所属)
	寺田 麻佑 <small>てらだ まゆ</small>	国際基督教大学 教養学部アーツ・サイエンス学科 上級准教授
	松 美奈子 <small>まつ みなこ</small>	中小企業診断士
◎委員長、○委員長職務代理者、※審議会委員と兼務		

**お問合せ先**

市民局市民情報課担当課長 前田 博之 Tel 045-671-2319

## 令和3年度個人情報取扱事務に関する実地調査報告書【概要】

### 【報告書の内容】

委員会の意見は、1 評価するもの、2 改善を求めるもの及び3 提案事項の3種類及びまとめに分類されている。

#### 1 意見（評価するもの） 全10件のうち、主な内容は以下のとおり

##### 共用書庫での個人情報の保管(両区)

常時使用することがない書類は、他課と共通で使用している共用書庫内のオープン棚に、年度ごとの書類を段ボール箱とガムテープで梱包を行い容易に開封できない状態で保管していた。課ごとに施錠できる共用書庫でないため、共用書庫で管理する場合の持ち出しや不正閲覧のリスクをゼロにはできないが、リスク低減の効果がある代替措置を工夫している点が評価できる。

#### 2 意見（改善を求めるもの） 全7件のうち、主な内容は以下のとおり

##### 個人情報を含む書架を開錠するための鍵の管理(両区)

書架を開錠するための鍵は、係長や課長が不在の場合には、課の職員が誰でも取り出せる場所に置かれていた。課の職員であれば鍵を取り出しできる状態は、不正利用のリスクがある。鍵の管理者を定めて、管理者の下で鍵の管理を適正に行う必要がある。管理方法を職場のルールとして明文化し、課の職員へ周知されたい。

#### 3 意見（提案事項） 全6件のうち、主な内容は以下のとおり

##### 共用書庫での個人情報の保管(両区)

廃棄予定の書類は共用書庫に保管しており、保存期間中に使用する頻度が低い書類はファイルから書類を外し、そのまま段ボール箱に詰めガムテープで封をしていた。照会等があった際には、段ボール箱を開封し、中から書類を一部引き抜くことがある。その場合、ファイルから取り外された書類については、書類の戻し忘れのリスクがある。引き抜いた者の氏名、返却日を記録していないと、廃棄の際に他の職員が書類を引き抜かれた事実気が付かず廃棄してしまう可能性がある。

引き抜き・返却等の記録を行うことを検討されたい。さらに、責任職が定期的に引き抜かれたままの書類がないか確認することを検討されたい。

#### 4 まとめ（抜粋）

漏えい件数の増加を踏まえて、まとめの部分では、実地調査とは別に、漏えい事故がなぜ減らないか、再発防止策の提言がされた。

### 【参考 報告書提出までの経緯】

令和元年11月、令和2年1月	実地調査の方向性や対象の選定を検討
令和2年9、10月	調査対象に関する業務説明（こども青少年局こども家庭課）
※緊急事態宣言のため、令和3年1月に予定していた実地調査を令和3年度に延期	
令和3年6月	コロナ対策下での実地調査の実施方法を検討
令和3年7月13日	実地調査（区こども家庭支援課）
令和3年9月～11月	第三者評価委員会で報告書の内容を検討
令和3年11月24日	第三者評価委員会から審議会に報告書を提出